

○尾張旭市指定ごみ袋認定要領

(目的)

第1 この要領は、尾張旭市（以下「市」という。）が指定ごみ袋制度を導入するにあたり、認定制とするため必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の規格)

第2 指定ごみ袋の認定の規格は次のとおりとする。ただし、市の都合により、認定している指定ごみ袋の規格変更又は廃止をする場合は、6か月前までに認定申請者に通知するものとし、以後は変更前又は廃止前の認定効力を失うものとする。

指定ごみ袋の規格

		【寸法】	【材質】	【色顔料】	【袋記載項目】
燃えるごみ 指定袋	451入 袋	縦840mm以下×横 680mm以下×厚さ 0.025mm以上（レジ袋 型）	高密度 ポリエ チレン	レモンイエロー 半透明 （重金属顔料等 の有害な顔料を 使用しないこ と。）	別紙1のとおり とし、文字部は 濃緑色とする。
		縦840mm以下×横 680mm以下×厚さ 0.027mm以上	低密度 ポリエ チレン		
	301入 袋	縦780mm以下×横 550mm以下×厚さ 0.025mm以上			
	201入 袋	縦570mm以下×横 450mm以下×厚さ 0.023mm以上			
	101入 袋	縦500mm以下×横 450mm以下×厚さ 0.02mm以上 （レジ袋型）	高密度 ポリエ チレン		
燃えないご み指定袋	401入 袋	縦750mm以下×横 650mm以下×厚さ 0.04mm以上	低密度 ポリエ チレン	無色透明（重金 属顔料等の有害 な顔料を使用し ないこと。）	別紙2のとおり とし、文字部は 赤色とする。
	201入 袋	縦570mm以下×横 450mm以下×厚さ 0.04mm以上			
プラスチッ ク製容器包 装資源ごみ 指定袋	451入 袋	縦840mm以下×横 680mm以下×厚さ 0.02mm以上	低密度 ポリエ チレン	薄いグリーン透 明（重金属顔料 等の有害な顔料 を使用しないこ と。）	別紙3のとおり とし、文字部は 白色とする。
	301入 袋	縦780mm以下×横 550mm以下×厚さ 0.02mm以上			

(注) JIS Z1702に準ずること（低密度ポリエチレン縦方向16.7メガパスカル以上、横方向11.8メガパスカル以上、高密度ポリエチレン縦方向29.4メガパスカル以上、横方向19.6メガパスカル以上）

2 前項のただし書きの場合において、認定申請者に損害が生ずることがあっても、市はその損害を補償しないものとする。

(認定申請)

第3 指定ごみ袋の認定を受けようとする者は、指定ごみ袋認定申請書(様式1)に使用顔料の成分証明書及び袋のデザイン案を添付し、市に申請しなければならない。また、認定申請内容に変更が生じた場合は、新たに認定申請するものとする。

(認定)

第4 市は、指定ごみ袋認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定ごみ袋の規格に合格していると認めたときは、申請者に認定通知書(様式2)を交付する。

(認定申請者の責務)

第5 認定を受けたごみ袋が認定内容と異なる場合は、認定申請者の責任により直ちに回収・交換等の適切な処置を行い、市の指示に従うものとする。

(認定の取消し)

第6 市は、申請者がこの要領に違反したとき、又は認定を続けることが不相当と認めたときは、この認定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、申請者に損害が生ずることがあっても、市はその損害を補償しない。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要領は平成22年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月22日から施行する。

別紙1～3 (省略)

様式1～2 (省略)